

## 406 介護予防通所介護費

加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算適用要件
定員超過利用減算	減算	70/100	利用者の数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号14)に該当する場合(定められている利用定員を超えた場合)  <平成12年厚生省告示第27号14> 利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合
人員基準欠如減算			看護職員若しくは介護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号14)に該当する場合(定める員数をおいていないこと。)  <平成12年厚生省告示第27号14> 利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合
定員超過利用減算・人員基準欠如減算Q&A	<p>① 歴月を通じて人員欠如の場合のみを減算とするのか。</p> <p>② 通所サービスと介護予防通所サービスについて、それぞれの定員を定めるのか、それとも全体の定員の枠内で、介護と予防が適時振り分けられれば良いものか。その場合、定員超過の減算はどちらを対象に、どのように見るべきか。</p> <p>③ 小規模、通常規模通所介護費を算定している事業所については、月平均の利用者数で定員超過した場合となっているが、今回の改正で月平均の利用者数とされた趣旨は。</p> <p>④ 通所介護における定員遵守規定に、「ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない」との規定が加えられた趣旨如何。</p>		<p>① 月単位の包括報酬としていることから、従来の1日単位での減算が困難であるため、前月の平均で定員超過・人員欠如があれば、次の月の全利用者について所定単位数の70%を算定する取扱いとしたところである。(平18.4版 VOL1 問17)</p> <p>② 通所サービスと介護予防通所サービスを一体的に行う事業所の定員については、介護給付の対象となる利用者(要介護者)と予防給付の対象となる利用者(要支援者)との合算で、利用定員を定めることとしている。例えば、定員20人という場合、要介護者と要支援者とを合わせて20という意味であり、利用日によって、要介護者が10人、要支援者が10人であっても、要介護者が15人、要支援者が5人であっても、差し支えないが、合計が20人を超えた場合には、介護給付及び予防給付の両方が減算の対象となる。(平18.4版 VOL1 問39)</p> <p>③ 介護予防通所サービスについては、月額の設定報酬とされたことから減算についても月単位で行うことが必要となったため、定員超過の判断も月単位(月平均)とすることとしている。また、多くの事業所は、介護と予防の両サービスを一体的に提供し、それぞれの定員を定めていないと想定されることから、介護給付についても予防給付にあわせて、月単位の取扱いとしたところである。(平18.4版 VOL1 問40)</p> <p>④ 従前より、災害等やむを得ない事情がある場合には、その都度、定員遵守規定にかかわらず、定員超過しても減算の対象にしない旨の通知を发出し、弾力的な運用を認めてきたところであるが、これを入所系サービスと同様、そのような不測の事態に備え、あらかじめ、規定する趣旨である。したがって、その運用に当たっては、真にやむを得ない事情であるか、その都度、各自自治体において、適切に判断されたい。(平18.4版 VOL1 問41)</p>

加算・減算名	実施体制	加算・減算	加算・減算適用要件
定員超過利用減算・人員基準欠如減算Q&A			<p>⑤ 通所系サービス各事業所を経営する者が、市町村から特定高齢者に対する通所型介護予防事業も受託して、これらを一体的にサービス提供することは可能か。また、その場合の利用者の数の考え方如何。</p> <p>⑥ 通所介護における看護職員についての具体的な人員欠如の計算方法如何。</p> <p>⑤ それぞれのサービス提供に支障がない範囲内で受託することは差し支えないが、その場合には、通所系サービスの利用者について、適切なサービスを提供する観点から、特定高齢者も定員に含めた上で、人員及び設備基準を満たしている必要がある。また、プログラムについても、特定高齢者にかかるものと要介護者、要支援者にかかるものとの区分が必要であるとともに、経理についても、明確に区分されていることが必要である。</p> <p>なお、定員規模別の報酬の基礎となる月平均利用人員の算定の際には、(一体的に実施している要支援者は含むこととしているが)特定高齢者については含まない。(平18.4版 VOL1 問42)</p> <p>⑥ 通所介護における看護職員については、月平均で1名以上を配置するものとしているところであるが、この場合の減算の考え方は、「指定居宅サービス費の額の算定基準(短期入所サービス等にかかる部分)等の制定に伴う実施上の留意事項」(平成11年老企第40号)に定められた介護保険施設等における人員欠如減算と同様、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、翌月分を減算することとする。(平18.4版 VOL5 問1)</p>
アクティビティ実施加算	△	加算 1月につき 81単位	<p>利用者に対して、当該利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成された計画に基づき、アクティビティ(集団的に行われるレクリエーション、創作活動等の機能訓練をいう。)を行った場合 ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算に係る届出を行っている場合は算定しない。</p>
アクティビティ実施加算Q&A			<p>① アクティビティ実施加算を算定するための最低回数や最低時間などは？</p> <p>② 加算算定のための人員配置は必要ないのか。</p> <p>③ 運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算の届出をしている事業所において、利用者がそれらの選択的サービスを希望しなかった場合は基本単位のみ介護報酬となるのか。それともアクティビティ実施加算を算定することができるのか。</p> <p>④ 事業所外で行われるものもアクティビティ加算の対象とできるのか。</p> <p>① 最低回数・時間等については、特に示さない。従来と同様の計画に基づくサービス提供がなされれば、加算の対象とする。(平18.4版 VOL1 問18)</p> <p>② 特に基準を超える人員を配置してサービスを実施する必要はなく、従来通りの人員体制で、計画に基づくサービス提供が適切になされれば、加算の対象となる。(平18.4版 VOL1 問19)</p> <p>③ アクティビティ実施加算は、3つの選択的サービスの加算の届出をしていない事業所のみは算定することができる。したがって3つの選択的サービスを実施することとしている事業所において、利用者がそれらの選択的サービスを希望しなかった場合であっても、アクティビティ実施加算は算定できない。(平18.4版 VOL1 問20)</p> <p>④ 現行の指定基準の解釈通知に沿って、適切にサービスが提供されている場合には加算の対象となる。(平18.4版 VOL1 問21)</p>

## 407 介護予防通所リハビリテーション費

加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算適用要件
定員超過利用減算		減算 70/100	利用者の数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号15)に該当する場合(定められている利用定員を超えた場合)  <平成12年厚生省告示第27号15> 利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合
人員基準欠如減算			医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号15)に該当する場合(定める員数をおいていないこと。)  <平成12年厚生省告示第27号15> 利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合

## 408 介護予防短期入所生活介護費

加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算適用要件
夜勤について		減算 97/100	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号8)を満たさない場合
定員超過利用減算		減算 70/100	利用者の数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号16)に該当する場合(利用定員を超えた場合)  <平成12年厚生省告示第27号16> 利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合
人員基準欠如減算			介護職員若しくは看護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号16)に該当する場合(定める員数において場合)  <平成12年厚生省告示第27号16> 利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合
ユニットにおける職員の配置型		減算 1日につき 97/100	ユニット型介護予防短期入所生活介護費について、厚生労働大臣が定める施設基準(平成12年厚生省告示第26号48)を満たさない場合  <平成12年厚生省告示第26号48> イ 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ロ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。  <平成11年老企第25号第3の八の4の(10)> ユニット型指定短期入所生活介護事業所において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員(「研修受講者」という。)を各施設(一部ユニット型の施設を含む。)に2名以上配置する(ただし2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいこととする)ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ(研修受講者でなくても構わない。)職員を決めてもらうことで足りるものとする。 この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。 また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。 ユニット型指定短期入所生活介護事業所(「ユニット型事業所」という。)とユニット型又は一部ユニット型の指定介護老人福祉施設(「ユニット型施設」という。)が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに2名以上配置する必要はなく、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設(併設するユニット型施設が複数ある場合には、そのうちいずれか1施設に限る。)を一体のものみなして、合計2名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする。(ただし、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設のユニット数の合計が2ユニット以下のときには、1名でよいこととする。) なお、平成18年4月1日の時点で上記の要件を満たす研修受講者が2名に満たない施設については、平成19年3月31日までの間に満たせばよいこととする。

## 409 介護予防短期入所療養介護費

加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算適用要件
<b>介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費</b>			
夜勤について		減算 97/100	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号9イ)を満たさない場合
定員超過利用減算		減算 70/100	利用者の数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号17イ)に該当する場合(利用定員を超えた場合)  <平成12年厚生省告示第27号17イ> 利用者定員超過又は職員数が基準を満たさない場合
人員基準欠如減算			医師、看護職員、介護職員、理学療法士若しくは作業療法士の員数が、厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号17イ)に該当する場合(基準に定める員数をおいていない場合)  <平成12年厚生省告示第27号17イ> 利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合
ユニットにおける職員の配置		減算 1日につき 97/100	<p>ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費について、厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第26号51)を満たさない場合</p> <p>&lt;平成12年厚生省告示第26号51&gt; イ 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ロ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>&lt;平成11年老企第25号第3の八の4の(10)&gt; ユニット型指定短期入所生活介護事業所において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員(「研修受講者」という。)を各施設(一部ユニット型の施設を含む。)に2名以上配置する(ただし2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいこととする)ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ(研修受講者でなくても構わない。)職員を決めてもらうことで足りるものとする。 この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。 また、ユニットリーダーについては必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。 ユニット型指定短期入所生活介護事業所(「ユニット型事業所」という。)とユニット型又は一部ユニット型の指定介護老人福祉施設(「ユニット型施設」という。)が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに2名以上配置する必要はなく、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設(併設するユニット型施設が複数ある場合には、そのうちいずれか1施設に限る。)を一体のものとみなして、合計2名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする。(ただし、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設のユニット数の合計が2ユニット以下のときには、1名でよいこととする。) なお、平成18年4月1日の時点で上記の要件を満たす研修受講者が2名に満たない施設については、平成19年3月31日までの間に満たせばよいこととする。</p>

加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算適用要件
<b>療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費</b>			
夜勤について		減算 25単位	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号9口(1)(2))を満たさない場合
定員超過利用減算		減算 70/100	利用者の数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号17口)に該当する場合の基準(利用定員を超えた場合) <平成12年厚生省告示第27号17口> 利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合
人員基準欠如減算		減算 70/100 (注1)	医師、看護職員若しくは介護職員の員数が、厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号17口)に該当する場合(に定める員数をおいていない場合)
		減算 90/100 (注2)	<平成12年厚生省告示第27号17口> 利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合 (注1) 看護職員、介護職員の員数が基準に満たない場合
		減算 12単位 (注3)	(注2) 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 (注3) 僻地の医師確保計画を届け出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合
		減算 90/100 (注4)	(注4) 僻地の医師確保計画を届け出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合